

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年8月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂あどがわ店 高島市安曇川町西万木 55 番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣
- 3 変更しようとする事項 廃棄物等の保管施設の位置および容量
 - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 42.33 m³
 - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 43.75 m³
- 4 変更年月日 令和6年3月7日
- 5 変更の理由 廃棄物保管施設の改修のため
- 6 届出年月日 令和5年7月6日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑 565 番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年8月4日から令和5年12月4日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年12月4日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号